

教育長の任命について

次の者を今治市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により同意を求める。

令和2年2月20日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市小泉

田 坂 敏

「理 由」

八木良二教育長の任期が令和2年2月29日で満了するので、上記の者を任命しようとするもの。

「参 照」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

教育委員会委員の任命について

次の者を今治市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により同意を求める。

令和2年2月20日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市南鳥生町

篠 宮 博 幸

「理 由」

篠宮博幸委員の任期が令和2年3月9日で満了するので、上記の者を任命しようとするもの。

「参 照」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

（任命）

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

監査委員の選任について

次の者を今治市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項前段の規定により同意を求める。

令和2年2月20日提出

今治市長 菅 良 二

記

市 議 会 議 員

山 岡 健 一

「理 由」

重松眞司監査委員が令和2年2月20日に辞任したので、後任者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

（以下省略）

（任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。

（以下省略）